

かすみがうら市消防職員用勤怠管理システム導入業務委託実施要領

1. 目的

本業務は、紙媒体やエクセルによる勤怠管理方法をシステム化することで、一元的に適切な労働時間等をリアルタイムで把握し、勤怠管理業務に効率化と庶務事務業務の統合かつ効率的に支援できることを目的とします。

そこで、公募型プロポーザル方式によって優れた提案を広く求め、価格評価に限定しない提案書を総合的に判断し、最も優れた提案を行った事業者を本業務委託の受託者として特定します。

2. 業務概要

(1) 業務名

かすみがうら市消防職員用勤怠管理システム導入業務委託

(2) 業務内容

「かすみがうら市消防職員用勤怠管理システム導入業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という) のとおり

3. 提案上限額

(1) 初期構築費 2,450千円 (消費税および地方消費税を含む)

(2) 賃貸借費及び保守費 年額250千円 (消費税および地方消費税を含む)

※令和6年4月1日以降に係る年間経費

※導入したシステムは、最低限5年間継続して利用するものとする

4. 履行期間

(1) システム構築

契約締結の日から令和6年3月31日まで (運用開始予定日は令和5年10月頃)

(2) 運用・保守業務

運用開始日から令和6年3月31日まで

※初年度は初期構築費に含むものとする

5. スケジュール

項目	日程
公告・募集要領などの配布開始	令和5年3月1日（水）
質問書の受付締切	令和5年3月8日（水）
質問書に対する回答期限	令和5年3月10日（金）
参加表明書提出期限	令和5年3月14日（火）
提案書等書類提出期限	令和5年3月24日（金）
書類審査	令和5年3月27日（月）～3月28日（火）
結果公表	令和5年3月30日（木）

6. 参加資格

次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 過去3年間の間に、国の機関又は他の自治体、広域消防事務組合等（類似団体も含む）において本業務と同種又は類似業務の受託実績を有するシステムを提供できること。

7. 質問受付及び回答

(1) 質問受付

- ①提出書類 質問書（様式1）
- ②提出期限 令和5年3月8日（水）17時必着
- ③提出方法 電子メール fd-soumu@city.kasumigaura.lg.jp
※電子メールで送信後に、必ず電話で連絡すること。

(2) 回答方法

質問への回答は、令和5年3月10日（金）までに電子メールにて行う。

8. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 簡易プロポーザル参加表明書（様式2）
- (2) 提出期限 令和5年3月14日（火）17時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出場所 かすみがうら市消防本部 消防総務課

〒315-0057 茨城県かすみがうら市上土田501

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式自由）

企画提案書は、概ね次の記載すべき事項内容に基づいて作成すること。企画提案書のページ数は20ページ程度で、サイズはJIS規格A4（A3版折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	本業務への取組	次の内容について記載すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール
2	操作性・有効性	入力補助、警告メッセージ、画面遷移等において配慮されている点などを踏まえて、事務効率化等に関して記載すること。
3	集計機能	集計項目の多様性、EUCによる拡張性、データ加工への融通性等について記載すること。
4	拡張性	他社システム（人事給与システム）との連携の可能性、自社システムへの拡張可能性、拡張時の優位性等について記載すること。
5	運用・保守方法	次の内容について記載すること。 ①保守運用支援内容 ②制度改正対応 ③障害発生時の対応方法 ④災害発生時の対応方法
6	その他	その他、特に必要な内容を記載すること。

②システム要件一覧表（様式3）

③会社概要（様式自由）※パンフレット等でも可

④過去の業務実績（様式自由）※パンフレット等でも可

⑤見積金額及び積算内訳書（様式自由）

※令和5年度（初期構築費等）と令和6年度（賃貸借費及び保守費）別

⑥プレゼンテーションやデモンストレーション映像（CD-R又はDVD-R）

※企画提案書を補足したい場合には提出（必要要件ではないので任意）

(2) 作成要領

①提案は、基本的な考え方を文書で簡潔に記述すること。

②要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提

出期限に遅れた提出資料は、これらを一切受け付けないものとする。

③提出された書類は原則返却せず、また、提出後の追加及び修正は認めないものとする。

(3) 提出部数 6部(正本1部、副本5部) ※複写可

(4) 提出期限 令和5年3月24日(金) 必着

(5) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、配達記録が残るものを利用すること

(6) 提出場所 かすみがうら市消防本部 消防総務課

〒315-0057 茨城県かすみがうら市上土田501

10. 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして書類審査のみの簡易プロポーザル方式で実施し、審査方法は提出された書類等の総合的な評価点に基づき、本業務の実施事業者を審査する。審査基準はかすみがうら市消防職員用勤怠管理システム導入業務プロポーザル選定基準のとおりとする。

(1) 書類審査

書類審査は、企画提案書、システム要件一覧表、会社概要、過去の導入実績、見積書について審査して点数化し、評価点の上位1社を選定事業者とする。

(2) 映像審査

プレゼンテーションやデモンストレーションの映像メディアが提出された場合には、審査基準に基づき評価点が加点される場合がある。

※書類のみでは十分に説明できない部分を補足するものとして、提出があった場合に限る。

11. 受託業者の選定

(1) 受託業者の選定

受託業者は、書類審査の評価点の合計点が最も高い者とする。評価点の合計点が最も高い者が2者以上ある場合は、提案額の低いものを上位とする。なお、提案額が同じ場合は、くじにより順位を決定する。

最終選考結果は、かすみがうら市ホームページ上で公開し、各社宛てに文書で通知する。

(2) その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

12. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果についての問い合わせは、いかなる場合も応じないものとする。
- (3) 参加表明書を提出後に参加の辞退をする場合には、参加辞退届（様式は任意）を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (7) 本実施要項に定めのないものについては、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

13. 担当窓口

かすみがうら市消防本部 消防総務課 担当者名：鈴木・田中
〒315-0057 茨城県かすみがうら市上土田501
TEL. 0299-59-0119 / FAX. 0299-59-3119
メール：fd-soumu@city.kasumigaura.lg.jp